

『都財政の整備確立に関する調査報告書』

東京市政調査会 [編]

1947年12月 A5判 / 265頁 図書番号 OG-0442

1947（昭和22）年、東京市政調査会は東京都より「住宅問題に関する調査」など18項目にわたる調査を受託した。調査結果は項目ごとに報告書にまとめられ、東京都に提出された。本書は、これら報告書のうち都財政の整備確立について論じたものである。

まず「第1部 総論」において、都の財政再建の方向性を示している。戦前「首都経済として全国の富を集中」させていた東京は、戦時中の空襲と戦後の経済民主化により「経済力の著しい低下」に陥った。こうした状況に対し本書は「いつまでも在りし日の華やかな姿を夢みるべきでない」として、「新しく施行された新地方制度の下において運営される都財政は強度の民主的性格と自治的性格を持たねばならない」と述べる。そして、財政再建の方針として、「従來の行政活動や事業施設についても、新しい仕事の分野についても、緊急不可欠の最小限度のものに限定する」とことと「収入の確保強化」を挙げている。

「第2部 分析」では、都財政の実態を検証している。戦後の激しいインフレーションに対応した「物件費の増高等」は、都財政に「脅威的な膨脹」をもたらした。これが「尨大なる豫算の追加計上」という事態を招き、1946（昭和21）年度では、当初予算「四億三千六百餘萬圓」に対し、最終追加更正予算は「三十四億二千餘萬圓」に達している。本書は「インフレーションの歳出に及ぼす影響は頗る深刻で、新規事業を一切停止するとしても経費の大膨脹は避け得られない」として、「人件費については、人員の合理的配置轉換によつて現在の定員以上の新規採用を停止する」、「物件費については（中略）特定財源なき限り事業は法令上止むを得ざるもの及び緊急不可欠のものに止める」など、一層の経費削減を求めている。

「第3部 計畫」では、「當局に於て樹立すべき豫算計畫の目安を提供」するため、「昭和23年度東京都一般會計豫算收支概計」を作成している。これは「豫算計畫そのものでなく、その基礎資料たるべきもの」で、「昭和22年度に於ける東京都財政の全貌を推定し、これに所要の改訂を加えて作成したもの」である。本收支概計は、歳入に関して「不動産増價税」等の新税創設や手数料の引上げなどで「収入可能の最高限度」を見込んでいるが、それでもなお、歳出に対して「十二億三千五百萬餘圓」の不足が生じている。本書は、増税以外にも歳入面での対策が必要として、「新収益的公企業の企畫（競馬など）」や「入場税の地方税委讓」といった方策を提案している。

最後は「都、區財政の調整」について論じている。本書掲載の「昭和22年度各區一般會計歳入豫算平均額の科目別割合」によれば、「特別區税」の歳入に占める割合34%に対し、都からの「交付金」の割合は52%に上る。本書は区財政について「豫算に自主的な中心點をもつていないため、安定性を欠いている」と評している。また、「財源において何等の調整を加えず自然のままに置かるるとき、各區の財政力には格段の相違がある」とも指摘する。こうした点を踏まえ本書は、「都と區との経費負擔、財税源配分等について、嚴に統一性と計畫性が保たれることが必要」であり、「適當な連絡機關が設置され、聰明な調整方法が工夫されねばならぬ」と結論付けている。

（井上学・市政専門図書館司書）